

個人

- 債務整理 ●過払い請求 ●自己破産 ●個人再生
- 交通事故(人身) ●離婚 ●遺言 ●相続 ●不動産
- 借地借家 ●契約 ●一般民事

会社・法人

- 会社経営 ●商取引 ●労使問題・労働事件(使用者側)
- 企業倒産 ●企業法務 ●顧問弁護士

思い悩んで“手遅れ”になる前に・・・

まずは**法律相談** 1時間まで  
すぐにご予約ください。 **5,250円**(税込)

24時間受付 **0120-481744**

あなたにとっての本当の解決を一緒に考えます。

取扱業務、過去の解決事案など、  
詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.smaedalaw.com/>



地下鉄東西線  
「西11丁目駅」2番  
出口から、右へ徒歩  
45秒。1階に北洋  
銀行があるビルの  
最上階です。

前田尚一法律事務所

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目1番地  
コンチネンタルビル9F FAX:011-261-6241  
E-mail:info@smaedalaw.com



弁護士  
前田 尚一

札幌弁護士会所属

出身地：岩見沢市  
札幌北高校卒業、  
北海道大学法学部  
卒業。

テレビ、ラジオ番

組にもコメンテーターとして出演中！

- ・のりゆきのトークDE北海道
- ・どさん子ワイドに主に出演中！

以下の緊急を要する分野の  
無料法律相談実施中

- ・債務整理・過払い請求
- ・交通事故(死亡・後遺障害)
- ・C型肝炎訴訟
- ・労働時間・労働組合
- ・企業倒産



私の理念

「法律」は、弱い立場  
にあるからといって  
味方をしてくれる訳  
ではありません。

「法律」は、“法律を  
知っている者に味方する!!”という  
のが、私の実感です。

自分を弱者であるとか、被害者で  
あると頑固に言い続けるだけでは、  
望んだ結果を導けません。

そして、私は、「弁護士」の仕事は、  
“クライアント(依頼者)との協働  
作業”であり、「法律問題」の処理・  
解決は、クライアントと弁護士が  
うまく協働すればするほど良い方向  
に向かう、ということが、私が経験  
から得た確信です。

●メールマガジン 月1回配信信中！

「本当は怖い身近な法律相談」

「法律問題」は、貴方の都合も聞かず、ある  
日突然やってきます。知らないと損をする  
法律知識を前田尚一がわかりやすく解説し  
ます。無料でHPから登録可能です。

過去に担当した解決事例

(いずれもマスコミや判例誌等で掲載されたものの一部をご紹介します)

- 会社の代表者の死亡による逸失利益について現実の報酬を  
基礎として算定された事例  会社代表者の遺族を代理
- 近頃の横断歩道を渡らなかった自転車につき、重大な過失で  
はないとし、将来の介護料を認めた事例  被害者を代理
- 家業を法人化した際、先代が株式払込金を支出した場合にお  
いて、長男・長女の株主権を認めた事例  長男を代理
- 札幌市議がパチンコ店の出店工作をした旨の新聞記事につ  
いて、名誉毀損による損害賠償として  
200万円を認めた事例  札幌市議を代理
- 公益法人から除名処分を受けた会員の仮の地位を定める仮処  
分申立てについて、被保全権利の  
疎明がないとして却下された事例  公益法人を代理
- 仮換地指定がなされた従前地についてその占有者に対し明け  
渡しを認めた事例  土地区画整理組合を代理
- 円山野儀場 訴訟外で決着 反対派が業者へ建設断念和解  
金9,800万円  反対派を代理
- 大型飲食店ビル第5、第6△△ビルのテナント賃料をめぐって  
延々と係争騒ぎ！(札幌、東京の弁護士  
携え、双方の主張異方向から対立)  道内地方都市の案件